

ていても”知らん顔……それが彼らなのです。

日本全国どこへ行っても、どの市町村でも、どんな通りに、悲惨な状態で飼育され、苦しんでいる犬がいます。とりわけ、夏場は気温が30度を超え、市街地では、エアコンの排出する熱風とコンクリートの建物、夜になっても表面が熱い舗装路のせいで、さらに10度は高くなるため、いっそう深刻です。こんな猛暑の中、犬を外につないで飼う人は“無知”なのか、それとも、別に気にしていないのでしょうか。

この夏、日本海の舞鶴港を過ぎて車を走らせていたときのこと、私どもが目にしたのは、粗末なプラスチック製の小屋につながれた1頭の犬——2車線の幹線道路からほんのわずか入っただけの所で……すぐそばを、ディーゼルの排気ガスをまき散らしながら、トラックがひっきりな

しにビュンビュンと通り過ぎていきます。かわいそうに、犬は一日中、南からの日差しと西日を浴びっぱなしで、明らかに苦しんでいます。あえぎながら体を横たえ、犬小屋の後ろにできるわずかな日陰を求めています。小屋には煤煙がべったりと付き、犬の毛も黒ずみ、当然ながら、肺や腸も汚染されているはず。私どもは、冷房のきいたオフィスで涼しげにすわっている主人にたずねました——「犬の状態がみじめで、残酷だと思いませんか」と。主人は「残酷」という言葉にひどくショックを受けた様子でした。彼は犬をかわいがっていたし、自分のやり方のどこが悪いのかわからないのです。「じゃあ、お子さんをこんな風に外につないでおきますか?」「まさか、そんなこと…」と苦笑い。彼は、私どもが犬を連れ帰ることに反対し、「裏庭で飼うよ。あそこの方が涼しいからね」と約束。幸い、近くに知人が住んでいるの

で、私どもは彼らに頼んで、男が約束を守るかどうか監視してもらうことにしました。帰るとき、主人は犬を抱き上げ、前足を振って「バイバイ、気をつけて」と合図してくれました。悪意はないにしても、彼にはわかっていないのです——「虐待」とは、動物を打ったり痛めつけたり、また、食べ物や水を与えないだけではなく、極端な悪天候にさらすことも含まれ、このケースのように、犬が、さえぎるもののない灼熱の日差し、それに、絶え間ない騒音と振動、往来する車の出す有毒ガスに常時さらされていれば、それが「虐待」にほかならないということです。

私たちみんなが、苦しむ動物を目撃したときに「はっきりと抗議する」勇気を持ちたいものです。そうすれば、憂うべき現状も少しは改善されるのではないのでしょうか。

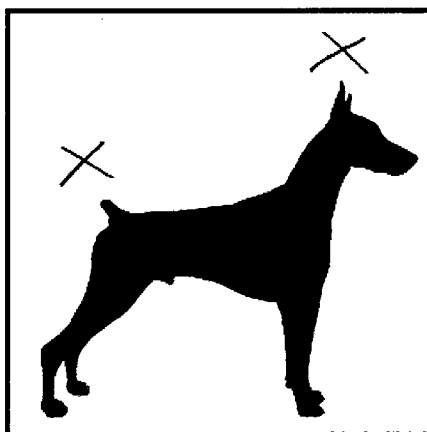
New UK Animal Welfare Law

英国の新動物愛護法

A new animal welfare law in the UK, now in its draft stage, will offer invertebrates such as slugs, snails, insects and worms the same protection as cats and dogs. If scientific evidence proves that they have suffered pain and distress, the perpetrator may face fines of up to £30,000 (nearly 6 million yen) and 12 months in jail. This is bad news for gardeners who kill thousands of bugs each year to protect their garden plants. In addition, anyone under the age of 16 will be banned from owning a pet, and goldfish will no longer be allowed

to be given away as prizes at fairs. The bill also imposes bans on 'mutilation', such as docking of dogs' tails and cosmetic operations to make ears stand up as seen in Dobermanns and Great Danes, with exceptions only where there are welfare or veterinary reasons.

For the first time the law will define what constitutes cruelty. Pet owners and farmers convicted will not only be fined or imprisoned but will be banned from owning animals again. Government inspectors and police will be given wide-ranging powers to enter premises and to confiscate pets to enforce these standards. The new law sends a message that buying or owning a pet is an act of great responsibility.



英国の新しい動物愛護法は、現在まだ草稿の段階ですが、それによると、すべての昆虫、ナメクジ、カタツムリ、ミミズ……などの無脊椎動物も犬猫同様に保護の対象になります。彼らが痛みや苦しみを受けたことが科学的に証明されれば、加害者は最高3万ポンド(約600万円)までの罰金と12か月の禁固刑に問われるというものです。これは、栽培植物を守るために毎年多数の虫を殺している園芸家には頭の痛いことです。また、16歳以下の子供には「ペットの所有」を禁じているので……これからは、縁日の景品に金魚をもえなくなるのかも。さらに、同法律は、犬

の断尾などの「切断行為」とか、ドーベルマンやグレートデーンのように耳を立たせるなどの「美容外科手術」も禁止。(もちろん、特別に、健康上、または、獣医学上の理由がある場合は例外とのこと。)

今回初めて、何が「虐待」にあたるのか、同法で明確な定義が示されるはず。有罪判決を受けたペットの飼い主や農場主は、罰金/禁固刑を科せられるだけでなく、再び動物を飼育することができなくなります。法の水準を維持するため、検査役の行政官と警察は、私有地内に立入ったり、ペットを没収するなどの権限を幅広く与えられ、取締まることができます。新しい法律が、「ペットの購入、飼育には多大な責任を伴う」という強いメッセージを人々に伝えることは間違いありません。